

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- (1)当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題と認識し、企業倫理と法令遵守の徹底、内部統制システムの強化を推進すると共に、経営の健全性・効率性・透明性を確保し、企業価値の向上を図ることを基本の方針・目的としております。
- (2)コーポレート・ガバナンスの重要性に鑑み、代表取締役社長を委員長とするCSR推進委員会を設立し、その下部組織に情報開示委員会、リスクマネジメント委員会と共にコンプライアンス委員会を設置しております。
- (3)ステークホルダー(利害関係者)との良好な関係を維持しつつ企業価値向上に努めております。
- (4)取締役会は月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定すると共に、各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役の人数は10名(うち社外取締役2名)であり、十分な議論を行いの確かつ迅速な意思決定ができる体制を整えております。また、経営効率を高めるために平成17年4月1日より、執行役員制度を導入し、経営の意思決定に係る機能と業務執行に係る機能の分離を図りつつ、外部環境の変化に迅速に対応できる体制を構築しております。
- (5)情報開示委員会の活動を通じタイムリーディスクローズを徹底する一方、広報スタッフの充実も図っております。
- (6)内部統制がますます重要視されている情勢に鑑み、監査室を代表取締役社長直轄とし、業務管理部との連携によりグループ企業を含め業務活動全般に関し、その妥当性や会社資源の活用状況、法律、法令、社内規程の遵守状況について監査業務を遂行しております。また、適宜業務指導プロジェクトチームにより業務改善指導を行っております。なお、金融商品取引法の施行に対する内部統制システムの運用徹底に努めております。
- (7)監査役会は、社外監査役2名を含めた4名体制としており、監査役は、取締役会に常時出席する他、社内の重要会議にも積極的に参加するなど執務を行っております。また、当社と社外監査役との間に人的関係、資本的関係および取引関係などはありません。但し、佐瀬正俊については法律事務等、田中雄一郎については税務事務等に関する契約があります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

本欄に記載すべき事項はございません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

●政策保有に関する方針

当社は、当社の企業価値拡大に寄与する取引関係構築・維持・発展を目的とした上場株式の保有を行います。保有した株式については、当社との取引関係、配当実績、簿価時価比較などが取締役会へ報告され、定期的に保有継続の確認を行います。

●政策保有株式に係る議決権の行使について

当社は、保有目的を念頭に置き、投資先の経営方針及び議案の内容を精査したうえで、中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを判断材料として、議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が当社役員と関連当事者間の取引を行う場合、役員規程等に基づき取締役会の決議事項としております。また、関連当事者間の取引の有無について役員全員に対し、毎年度末に「関連当事者取引確認書」の提出を義務付けております。なお、当社が主要株主等と取引を行う場合には、権限明細表に基づき取引の内容について、取締役会で審議しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画当社ホームページにおいて、「加賀電子グループの経営理念・行動指針」を掲載しております。<http://www.tanax.co.jp/jp/company/vision/>また、中期経営計画につきましても当社ホームページに掲載しております。http://www.tanax.co.jp/jp/mg_strategy/

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針当報告書1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報、1. 基本的な考え方をご参照ください。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き当報告書2経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況【取締役報酬関係】をご参照ください。

4. 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

●経営陣幹部の選任および取締役候補の指名については、次の基準に基づき社長が取締役会に諮り決定することとしております。

- 1)豊かな業務知識や経験を有すること
- 2)経営感覚が優れていること
- 3)指導力、統率力および企画力に優れていること
- 4)経営陣幹部および取締役それぞれにふさわしい人格、識見を有し心身共に健全であること

●監査役候補の指名については、次の基準に基づき社長と監査役会が協議し監査役会の同意のもとに社長が取締役会に諮って決定することとしております。なお、監査役会は監査役候補を社長に提案することができるとしております。

- 1)豊かな業務知識や経験を有すること
- 2)高いレベルの専門知識や幅の広い知識を有すること
- 3)業務執行者から独立性の確保ができる人材であること
- 4)取締役会や重要な会議に出席できること

5)監査役にふさわしい人格・識見を有し、任期を全うすることが可能な心身共に健全なこと

5. 個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の各候補者および経歴等を、当社ホームページ掲載の株主総会参考書類に記載しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1(1)】

当社は、取締役会決議事項について「取締役会規程」を制定し、明確にしております。また、「職務権限規程」を制定し、経営陣への委任・執行範囲を明確にしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

平成27年6月26日開催の第47回定時株主総会で社外取締役2名が選任されました。これにより取締役10名中2名が社外取締役となり、いずれも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。詳細については、当報告書2【取締役関係】をご参照ください。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外取締役選任については、東京証券取引所の独立性基準に則り、当社と特別な利害関係がないこととしております。また、取締役会の機能強化が図れるよう、企業経営者等の豊富な経験と幅広い見識を保有していることを要件としております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11(1)】

当社は、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮されるよう取締役の候補指名に関しては、専門知識や経歴等が異なる多様性を取締役会全体で確保することを重視しております。

【補充原則 4-11(2)】

当社は、定時株主総会招集通知や有価証券報告書において、取締役・監査役の重要な兼職を開示しております。
また、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を費やします。

【補充原則 4-13(3)】

取締役会全体の実効性の分析・評価及びその開示については、現在検討を進めております。

【原則 4-14 取締役・監査役のトレーニング】

【補充原則 4-14(2)】

当社は、取締役・監査役が、その役割及び責務を果たすために必要とする経営・コンプライアンス等に関する知識を修得するために必要な機会の提供、費用の支援をしております。

【原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

●基本的な考え方

当社は、継続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主・投資家の皆様との対話等の取り組みを推進しております。

1)IRの体制

株主・投資家との対話は、社長以下、管理部門担当役員ならびに、秘書・広報室が担当することとしております。

2)対話の方法

当社は、報道機関、アナリスト、機関投資家の皆様に対して年に2回(5月、11月)決算説明会を実施しているほか、個別訪問や個別取材など適宜対応しております。株主・個人投資家の皆様に対しては、当社ホームページに経営方針、事業内容、業績、機関投資家向け決算説明会の映像などを掲載し情報開示の充実に努め、個別の問い合わせには適宜対応しております。

3)社内へのフィードバック

株主・投資家との対話の内容は、必要に応じ、管理部門担当役員または秘書・広報室より取締役会ならびに関係部門にフィードバックしておられます。

4)インサイダー情報および沈黙期間

当社では株主・投資家との対話において、インサイダー情報の伝達はいたしません。また、社内では「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」を制定し、インサイダー情報の管理に努めています。なお、四半期決算期末日から当該決算発表日までを沈黙期間とし対話、取材の制限をいたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三共	3,824,000	13.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,334,400	11.62
株式会社OKOZE	1,740,000	6.06
加賀電子従業員持株会	1,294,215	4.51
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,212,634	4.22
株式会社みずほ銀行	950,334	3.31
塚本勲	786,245	2.74
沖電気工業株式会社	526,541	1.83
三菱電機株式会社	500,300	1.74
日本証券金融株式会社	465,200	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明更新

所有株式数は、平成27年9月30日現在です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
三吉 邇	他の会社の出身者									△	
田村 彰	他の会社の出身者									△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三吉 邇	○	当社は、三吉 邇と平成22年8月から、顧問契約を締結しておりましたが、取締役就任に伴い契約を終了いたしました。 また三吉 邇が平成20年6月まで業務執行者でありました大阪トヨタ商事株式会社と当社との間に車両リース等の取引がありますが、取引額が両社の売上高に占める割合は僅少(約0.8%未満、平成27年3月実績)であります。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を独立した立場で当社経営に反映いただくことにより、取締役会の機能強化が図れると考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。 三吉 邇は、過去に当社取引先における業務執行者でありましたが、既に退職されており取引額も僅少(約0.9%)であることから、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはなく一般株主との利益相反の恐れはないと判断したため、独立役員として指定しております。
田村 彰	○	当社は、田村 彰と平成23年7月から、顧問契約を締結しておりましたが、取締役就任に伴い契約を終了いたしました。 また田村 彰が平成23年6月まで業務執行者でありました綜合警備保障株式会社と当社との間に物品売買等の取引がありますが、取引額が両社の売上高に占める	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を独立した立場で当社経営に反映いただくことにより、取締役会の機能強化が図れると考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。 田村 彰は、過去に当社取引先における業務執行者でありましたが、既に退職されており取引額も僅少(0.2%未満)であることから、株主・

割合は僅少(約0.2%未満、平成27年3月実績)であります。

投資者の判断に影響を及ぼす恐れはなく一般株主との利益相反の恐れはないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、あらた監査法人と監査契約を締結し、法令に基づき監査を受けております。会計監査人は定期的に監査役へ監査計画の立案ならびに期末の会計監査結果および各四半期の四半期レビュー結果を報告するほか、必要に応じ随時情報、意見の交換を行い、相互の連携をはかっております。

当社は、内部監査組織として監査室を設置しており、監査役と連携のもと内部監査を実施しております。具体的には、監査計画について監査役と監査室が事前に協議するとともに、監査結果については、監査室が監査役に定期的報告を行っているほか、監査役の必要に応じ、監査室に対して報告を求めるなど随時連携をはかっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐瀬 正俊	弁護士									○			○	
田中 雄一郎	公認会計士									○			○	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐瀬 正俊	○	当社が顧問弁護士契約を締結している法律事務所のパートナーを兼務しておりますが、当社では従来より社外監査役として第三者的な立場から経営に対し監査・監督をうけており、また役員報酬以外の取引額についても多額ではない為、一般株主との利益相反が生ずる恐れはないと考えております。	弁護士として企業法務に関する知見を有しており、なおかつ専門家としての見識・経験などを勘案して、当社にとり的確な監査・監督を実施いただけるものと考え、社外監査役として選任しております。 また、法律家の立場から、コンプライアンス、リーガルリスク、経営施策の公正性および透明性につき、その意思決定に有意な牽制が可能

		と判断されるとともに、専門家としての豊富な経験と知識に基づき経営監視機能の客観性および中立性は確保されるものと考え、独立役員として指定しております。
田中 雄一郎	○	<p>当社が税務顧問契約を締結している税理士法人の代表社員を兼務しておりますが、当社では従来より社外監査役として第三者的な立場から経営に対し監査・監督をうけており、また役員報酬以外の取引額についても多額ではない為、一般株主との利益相反が生ずる恐れはないと考えております。</p> <p>公認会計士として財務および会計に関する知見を有しており、なおかつ専門家としての見識・経験などを勘案して、当社にとり的確な監査・監督を実施いただけるものと考え、社外監査役として選任しております。</p> <p>また、公認会計士かつ税理士として専門家の立場から、税務に関する経営施策の公正性および透明性につき、その意思決定に有意な牽制が可能と判断されるとともに、専門家としての豊富な経験と知識に基づき経営監視機能の客観性および中立性は確保されるものと考え、独立役員として指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

職務執行の成果に連動した報酬の支給を実施しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)開示状況	個別報酬の開示はしていない
----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期の役員報酬の内容は以下のとおりです。

株主総会決議に基づく報酬
取締役8名 支給額 490百万円 ／ 監査役4名 支給額 43百万円(うち社外監査役2名 10百万円) ／ 計 12名 支給額 534百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針をいたしまして、報酬とは、当社が役員に対し、その業務執行の対価として支払うものをいい、毎月定額で支払う「月額報酬」と業績により支払う「役員賞与」とすることとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会事務局と常勤監査役がそれぞれ補佐する役割を果たしており、取締役会の開催に際しては資料を事前に配布し、説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名全員をもって構成し、原則として毎月1回開催、必要のある時は随時開催しております。法令、定款、その他社内規程で定められた事項など重要事項を審議・決定し、業務執行の状況またはその他の必要な情報を報告するとともに取締役の職務の執行を監督しております。監査役は、取締役会に出席し積極的に意見を述べております。

(2)監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名をもって構成し、原則として毎月1回開催、必要のある時は随時開催しております。

(3)業務執行

取締役会の決定に基づき各取締役、執行役員の業務分掌が定められ、それぞれ職務を遂行しております。

(4)経営会議

グループ経営の調整、方針などを確認するため、経営会議を設置しており、毎月一回開催を原則としております。

(5)監査役の取締役に対する監査・監督

当社は監査役監査基準を制定し運用しております。

(6)監査の状況

当社における監査は、監査役4名により、監査を計画して実施しております。

また、あらた監査法人による監査を受けております。

(7)報酬決定

取締役会において、一定の基準を設けそれにに基づき運用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在では、取締役の監視や業務執行状況の監査体制などについては、2名の社外取締役から独立した立場での意見を当社経営に反映いただくことにより取締役会の機能強化が図れると考えております。また、監査役の取締役会参加義務について規程に明記するとともに、会計監査人や経営者との定期的な会合を行うなど、経営に関する監視・監査・牽制の体制が監査役4名にて整っております。なお、2名の社外監査役を選任することにより第三者的な見地からの経営監視機能も有しており、ガバナンス体制は機能していると考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期限より2営業日の早期化を実施するとともに、発送に先立って自社ホームページに掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知(要約)を作成し、自社ホームページに掲載しております。
その他	議決権行使期間中、招集通知を自社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、中間決算および本決算発表後に、「アナリスト・機関投資家向け決算説明会」を開催しております。 説明者は、原則として代表取締役社長である門 良一が行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、自社ホームページのIR(投資家情報)コーナーで、「経営者からのメッセージ」、「中長期的な経営戦略および事業戦略」、「ファクトシート」、「IRライブラリー」、「IRカレンダー」の5つの分類で株主および投資家向けの参考資料を掲載しています。特に、「IRライブラリー」では、決算短信、有価証券報告書、事業報告書、決算説明会プレゼンテーション資料及び証券会社系IR支援会社のサービスを利用して動画配信を行うなど、より内容の質、量の充実をはかっております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、IRの担当部署を秘書・広報室としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ではステークホルダーの立場を尊重し、良好な関係を構築するため、「株主の皆様や取引先各位、社員等当社グループに關係する皆様に喜ばれる会社となり、社会へ貢献すること」を基本方針としており、以下の規程を制定しております。 「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」「環境影響評価規定」「環境管理マニュアル」
環境保全活動、CSR活動等の実施	(1)環境保全活動 当社では、環境問題への取組みを企業活動の重要な事項であると認識し、環境への取組みに関して下記環境方針のもと、全社的な環境マネジメントシステムを組織して全ての事業活動において、地球環境の保全、汚染の予防など活動しております。また、環境活動をより促進するために環境推進委員会を設置し、グリーン調達やゴミの分別など全社的な活動をしております。 (環境方針) 加賀電子グループはつねにエレクトロニクスの未来を見つめ、お客様のニーズにお答えできるよう努めるとともに、かけがえの無い地球を守り、より良い自然環境の保護と改善に努めます。 (2)CSR活動 当社では、昨今の企業における社会的責任の重要性からCSR推進委員会を設置し、リスク管理体制の構築をはかっております。なお、CSR推進委員会の下部組織として情報開示委員会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会のそれぞれが積極的に活動を展開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、ステークホルダーに対する情報提供等に関しましては、タイムリーディスクローズを基本方針として、適時情報を東京証券取引所への開示を実施するとともに、プレス発表やニュースリリースを行っております。その事務局として、CSR推進委員会の下部組織である情報開示委員会にて随時情報開示案件を確認しております。また、当社ホームページにてディスクロージャーポリシーを掲載しております。 (ディスクロージャーポリシー) 当社は、株主、投資家のみなさまに適時、適切な情報をお届けするためにIR活動を行っております。情報の開示にあたっては、東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠して重要事実を開示するほか、当該情報をすみやかに当ウェブサイトにも掲載いたします。またこのほか当社の判断により、加賀電子をご理解いただくために有効と思われる情報についても、タイムリーに資料配布または当ウェブサイトに公開してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社及び当社グループは、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題と認識し、企業倫理と法令遵守の徹底、内部統制システムの強化を推進するとともに、経営の健全性・効率性・透明性を確保し、企業価値の向上を図ることを基本の方針としております。

これらの遵守を図るため、取締役については「役員規程」、取締役会については「取締役会規程」が定められており、その適正な運営を確保するとともに、定期的に開催する取締役会のほか、必要に応じて機動的に開催する臨時取締役会によって、各取締役相互に業務執行状況の監督を行っております。また、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を定めることによって、各取締役の権限の範囲の明確化を図るとともに、各取締役相互の監督を実のあるものとしております。

さらに当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、当社の法務部門である業務管理部との連携により法令・定款その他の社内規程の遵守状況についての監査業務を行っております。

他方、当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行について社外監査役を含めた各監査役が精緻な監査を行っております。

また、代表取締役社長を委員長とする「CSR推進委員会」(企業の社会的責任推進委員会)を設立し、その下部組織に情報開示委員会、リスクマネジメント委員会と共にコンプライアンス委員会を設置して、当社グループ全体の業務の決定及び執行の適正化を図っております。

2 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務執行に係る情報については、文書の作成及び保存の基準を定めた「文書管理規程」並びに文書の保存手続及び保存年限の詳細を定めた「文書管理取扱マニュアル」に基づき、その記録媒体の性質に応じて、適正かつ確実な情報の管理及び保存を行っております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当社グループとして可能性のあるリスクには、経済状況、為替レート、カントリーリスク、価格競争、商品調達力、自社ブランドリスク、法的規制、市場リスク、重要訴訟、退職給付債務、個人情報、災害、環境及び情報管理等に係るものがあり、これらのリスクについては、それぞれのリスクごとに対応部門を定め、各部門におけるリスク管理責任者の指揮監督のもと、リスク管理のために必要かつ適正な体制を整備することとしております。

万が一、上記各リスクが発生した場合には、それぞれの対応部門において、リスク管理責任者の指揮監督のもと、直ちに、損害の発生を最小限に止めるための必要かつ適正な対応を探ることとしております。

また、CSR推進委員会の下部組織としてリスクマネジメント委員会を設置することにより、当社グループでの予見されるリスクへの迅速かつ適正な対応をとるための体制を整えております。

4 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制について

当社及び当社グループの取締役の職務執行を効率的に行うための体制の基礎として、定期的に開催する取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催することとし、取締役の職務のうち重要事項に関しては、取締役会に先立ち取締役以上の者からなる経営会議を開催して、取締役会において充実した議論と迅速な意思決定を行えるよう事前の協議を行うこととしております。

他方、当社では執行役員制度を導入することによって、経営の意思決定に係る機能と業務執行に係る機能の分離を図り、迅速な対応が取れる体制を構築しております。また取締役の人数を適正規模とすることで、十分な議論を行い的確かつ迅速な意思決定ができる体制を整えております。

具体的な職務執行においては、取締役会が全社的な目標を定め、この目標を達成するための中期経営計画を策定し、各事業部門を担当する各取締役及び執行役員がこの計画を実現するために必要かつ適切な業務執行体制を確立することとしております。

また、当社及び当社グループの各取締役の業務の分掌及び職務権限等については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」においてそれぞれの職務執行が効率的に行われるよう定めております。

5 当社及び当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社及び当社グループの使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための行動指針となる「コンプライアンス基本規程」を策定しております。そして、これを実効性のあるものとするために当社ではCSR推進委員会の下部組織としてコンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体の適正な対応ができるための体制を整っております。

また当社は、代表取締役社長直轄の監査室を設置し、当社の法務部門である業務管理部との連携により法令・定款その他の社内規程の遵守状況についての監査業務を行っております。

他方、当社及び当社グループの法令及び定款違反の行為に関する社内通報システムとして、代表取締役会長・代表取締役社長・監査役、及びCSR推進委員会、セクハラ調査担当対策委員に対して、他者を介在することなく、かつ匿名で通報することのできる体制を構築しております。

6 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について

関係会社における業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、当社グループ間の調整や重要な意思決定には当社の経営会議及び取締役会での協議及び決定が必要であるとしております。

そして、当社の監査室において、当社の法務部門である業務管理部と連携することによって当社グループの業務活動全般について、グループ全体の統一を図りつつ、その妥当性や法令及び定款等の遵守状況等についての監査並びに業務改善指導を行っております。

他方で、当社グループは、全ての取締役会議事録を当社に提出すると共に、毎月定期的にその業務、予算遂行状況及び業務の適正を確保するにあたり重要な事項についての報告をすることとしております。

7 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項について

当社の業務分掌規程に監査役の職務を補助すべき使用人に関する定めをおき、監査役は監査室を中心として、必要に応じて使用人に監査業務の補助作業を行わせております。

8 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

当社の業務分掌規程において、監査室等所属の使用人が監査役の業務を補助作業する場合には、その作業に関する指揮命令権は監査役のみが有することとし、その異動、評価及び懲戒処分をする場合には監査役の同意を必要としております。

9 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制について

当社の取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事實を発見したときには、「役員規程」に基づき、直ちに当該事實を監査役会に報告しなければならないこととし、監査役会への報告が、迅速かつ確実に行われるための体制を整っております。

当社使用人、当社グループの取締役及び使用人が、法令及び定款に違反する事實を発見したとき、または当社及びそれぞれの会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事實を発見したときには、「職務権限規程」に基づき、直ちに監査役に対して報告しなければならないこととし、使用人から監査役に対し、直接当該事實を報告することができる体制を整っております。

10 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報システムによる報告は、匿名での報告又は私書箱を利用した報告が可能であり、報告をした者が特定できないことから、不利な取り扱い

いを受けない体制を確保しております。

11 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用などの償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

12 その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制について

当社においては、監査役は取締役会及び社内の重要会議へ出席しなければならず、また必要があるときは意見を述べなければならないと定めています。また、監査役会を設置し、「監査役会規程」に基づき適切な監査役会を運営するとともに、各監査役の監査体制のあり方や監査基準及び監査役の行動指針となる「監査役監査基準」を定めて、各監査役の監査が実効的に行われるることを確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた対応について

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないとともに、同勢力の不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処することを基本の考え方として、「コンプライアンス基本規程」及び「就業規則」に規定しております。

反社会的勢力から不当な要求がある場合は、総務部、CSR推進委員会が連携をとりながら、必要に応じて危機管理担当顧問、顧問弁護士とも協議して組織的に対応しております。また、平素から顧問弁護士との協議や警察等の外部専門機関の会合、研修に参加等を行うことにより、情報収集に努めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. コーポレートガバナンス体制

当社はコーポレート・ガバナンスの充実のため、関係法規制の変更への対応も含めより適正な体制整備に努めております。

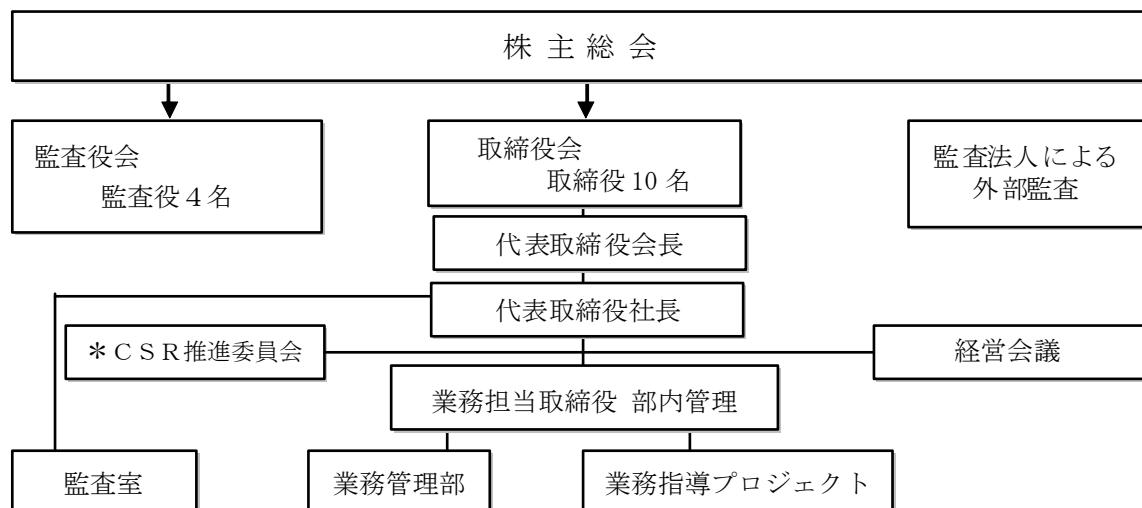
また、金融商品取引法の施行に対応した内部統制システムの運用徹底を進めております。

2. 情報開示に係る社内体制のチェック機能および社内体制の状況

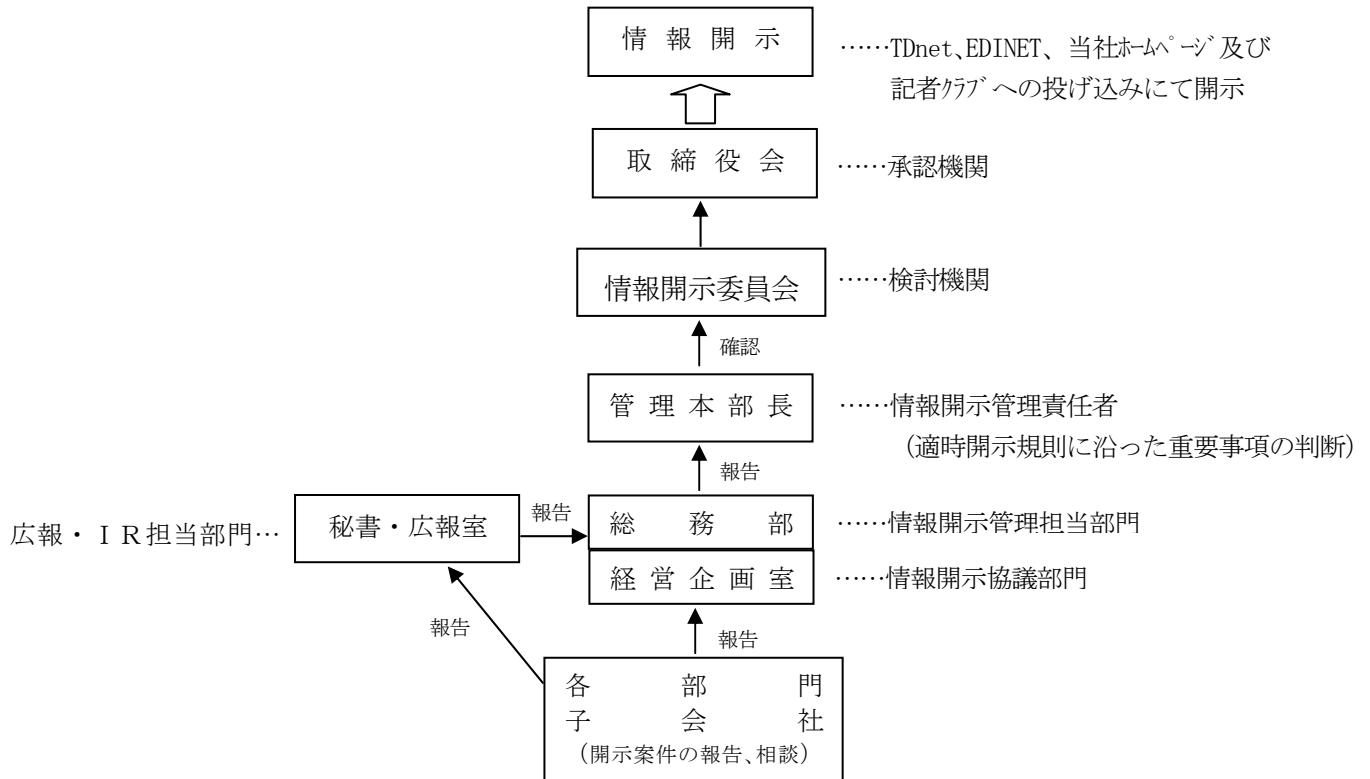
当社では、CSR(企業の社会的責任)の重要性に鑑み、平成16年6月CSR推進委員会を設立し、その下部組織として、情報開示委員会、リスクマネジメント委員会およびコンプライアンス委員会を設置して社内体制の充実を図っております。

また、取締役社長直轄部門として当社グループの子会社、関係会社からの情報を集中管理する経営企画室を設置しており、別図の体制にて適時適切な開示に努めています。

[コーポレートガバナンス体制体系図]



[情報開示体制体系図]



- | | |
|----------|----------------------|
| ①取締役会 | : 情報開示事項の承認機関 |
| ②代表取締役社長 | : 情報開示事項を確認して取締役会を招集 |
| ③情報開示委員会 | : 情報開示に関する検討機関 |
| ④管理本部長 | : 情報開示管理責任者 |
| ⑤総務部 | : 情報開示担当部門 |
| ⑥経営企画室 | : 情報開示協議部門 |
| ⑦秘書・広報室 | : I R関連担当部門 |
| ⑧各部門・子会社 | : 情報開示事項報告 |